

確認申請を行う際の申請手数料判定フロー

建築物の確認申請が必要

建築基準法第6条の4第1項第3号の特例を受ける？
※法第6条の4第1項第2号の特例を受ける場合は、建築行政課にお問い合わせください

特例を受ける

【納入通知作成依頼書における手続種別】

確認申請（構造規程等の審査なし）

↓ 特例を受けない

省エネ性能適合義務対象※？
※10㎡以下の新築・増改築、適用除外用途、仮設建築物等は適合義務対象外

対象外

【納入通知作成依頼書における手続種別】

確認申請（構造規程等の審査あり） + 省エネ性能確認なし※

※省エネ性能の根拠として①～⑤のいずれかの資料を添付
又は別途省エネ適合性判定の審査を受ける必要あり
〔新潟市に省エネ適判申請する場合は
省エネ適判の納入通知作成依頼書が別途必要〕

↓ 対象

用途は住宅※のみ？
※戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿等

住宅以外の用途あり

添付あり

標準計算ルート
又は併用ルートで確認

↓ 住宅用途のみ

省エネ性能を確認できる資料※を添付する？
※以下のいずれか
①設計住宅性能評価書 ②長期優良住宅認定通知書
③長期使用構造等の確認書
④低炭素建築物新築等計画認定通知書
⑤建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

↓ 添付なし

【納入通知作成依頼書における手続種別】

確認申請（構造規程等の審査あり） + 省エネ性能確認あり

省エネ性能は仕様ルートで確認？

仕様ルートで確認

完了検査申請を行う際の申請手数料判定フロー

建築物の完了検査申請が必要

建築基準法第6条の4第1項第3号の特例
(法第7条の5の特例)を受ける?
※法第6条の4第1項第2号の特例を受ける場合は、建築行政課に
お問い合わせください

特例を受ける

【納入通知作成依頼書における手続種別】

完了検査 (構造規程等の審査なし)

↓ 特例を受けない

省エネ性能適合義務対象※?
※10㎡以下の新築・増改築、適用除外用途、仮設建築物等は
適合義務対象外

対象外

【納入通知作成依頼書における手続種別】

完了検査 (構造規程等の審査あり) + 省エネ性能確認なし

↓ 対象

用途は住宅※1のみ、且つ省エネ性能を確認できる資料※2
を添付する?

※1: 戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿等

※2: 建設住宅性能評価書

住宅のみ
且つ
添付あり

【納入通知作成依頼書における手続種別】

完了検査 (構造規程等の審査あり) + 省エネ性能確認あり※

非住宅含む
又は
添付なし

※複合用途の場合は省エネ性能確認手数料の
複数設定が必要な場合あり